

平成28年定例会11月定例会議 請願(陳情)受理状況一覧表

区 分	総 数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	2							
継続分								
計	2							

(請願)

(新規分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	備 考
環境生 活農林 水産	請29号	私学助成について	津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校 保護者会連合会 会長 濱田 典保 ほか20名	山内 道明 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 小島 智子 野口 正 大久保孝栄 藤田 宜三 小林 正人 津田 健児 長田 隆尚	
防災県 土整備 企業	請30号	開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指 定に係る基準の運用等について改善を求め ることについて	津市上浜町1丁目6番1 公益社団法人三重県宅地建物取引業協 会 会長 菅尾 悟	山内 道明 岡野 恵美 小島 智子 野口 正 大久保孝栄 藤田 宜三 小林 正人 津田 健児 長田 隆尚	

(陳情)

なし

11月29日の議事予定

開 議

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

休会の件

散 会

12月1日の議事予定

開 議

諸報告 ・ 例月出納検査報告書の配付について

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

休会の件

散 会

広聴広報会議

12月5日の議事予定

開 議

諸報告 ・付託議案審査報告書の提出について

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

日程第2 諮問第1号〔委員長報告、討論、採決〕

休会の件

散 会

子どもの貧困対策調査特別委員会

電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい需給状況が継続することが予想され、中部電力、関西電力から節電要請のあった場合や、政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において、以下の2段階の対応を行います。

1 第1段階の場合

(1) 【第1段階】

厳しい需給状況（使用率95%超過（予備率5%下回る））の継続が予想され、中部電力、関西電力から節電要請があるとき

(2) 県の対応

- ①（夏季の場合）空調の設定温度を1℃上げます（28℃から29℃へ）。
- ②（冬季の場合）空調の設定温度を1℃下げます（19℃から18℃へ）。
- ③ 1台を除き、エレベータを停止します。
- ④ 照明を1/2とします。

2 第2段階の場合

(1) 【第2段階】

政府から「電力需給ひっ迫警報」*が発令され、非常に厳しい需給状況（使用率97%超過（予備率3%下回る））が継続することが予想されるとき

※ 大規模な電源の脱落等により、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は、停電等を回避するため、政府から事前に「電力需給ひっ迫警報」が発令されます。

(2) 県の対応

- ① 空調を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ② 照明をすべて消灯します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ③ 該当する市町へ情報提供します。

3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあっては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあっては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。

電力需給ひっ迫時における本会議、委員会の対応について（案）

1 第1段階（供給予備率5%未満）となった場合

【本会議】

- ① 照明を1/2～1/3程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を18℃とする。

【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を18℃とする。

2 第2段階（供給予備率3%未満）となった場合

【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であって、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の要否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の要否を委員会に諮る。